

国際結婚の現状と課題の考察

31654965

法学部政治学科 4年 N組

塩原良和研究会 10期

小林麻結

目次

序章

第1節 問題意識

第2節 調査方法

第1章 日本における外国人労働者と国際結婚の歴史

第2章 国際結婚の現状

第1節 日本における国際結婚件数

第2節 国際結婚の構成

第3章 国・行政の取り組み

第1節 フィリピン政府の対応(送り出し側)

1-1 渡航前研修

1-2 カウンセリング

第2節 日本政府の対応(受け入れ側)

2-1 外国人政策における国(中央政府)と地方(自治体)の関係性

2-2 各自治体の取り組み

2-3 自助団体「カラカサン」

2-4 川崎市「ふれあい館」

第3節 韓国の多文化家族支援政策

第4章 国際結婚が抱える問題

第1節 言語の壁

第2節 配偶者からの暴力

第3節 就労問題

終章

参考文献

序章

第1節 問題意識

近年、グローバル化の進展に伴い、金やモノに加えて、人が国境を越える時代となった。リキッド・モダンな現代社会において、国境を越える人的移動が増加し、日本人の海外渡航や外国人の訪日は普及している。海外渡航や訪日の動機としては、仕事や趣味等、多岐にわたるが、その中でライフ・パートナーを見つけて結婚する、日本人と外国人の「国際結婚」も物珍しい現象ではなくなってきた。国際結婚と聞いて、異なる文化に触れられる、相手方の人脈を通してもっと海外の人と接触できる等、肯定的に捉える者もいるのではないだろうか。日本人を婚姻相手として選ぶことと、外国人を婚姻相手として選ぶことの差をあまり深刻に考えていない者もいるかもしれない。しかし、異なる文化を過ごしてきた者同士が結婚し、生活を営んでいく苦労は計り知れない。言葉の壁によるコミュニケーション上の非円滑さや文化の違いに起因する不安や負担、街中での“ガイジン”扱い等の精神的な問題に加え、不安定な雇用等の労働環境による経済的な問題が考えられる。また夫婦間に子供が生まれ、家庭を築いた際には、先述した点に加え、新たに多くの苦労が浮上する。例えば、学校の保護者会や授業参観における理解不足、他の家族とのコミュニティ形成の難しさ、受験等子供のことに関する情報収集不足が考えられる。そしてそれらは、子供の将来に良くも悪くも大きく影響を与えることとなる。

日本社会においても、グローバル化に伴い、文化的差異を有する他者との接触が不可避になってきている現状を踏まえ、道路や駅など様々な公的機関における多言語表記が進められ、英語教育やグローバル人材育成の重要性が叫ばれるなど、「多文化共生」の概念は少しずつ浸透してきたかのように思える。しかしながら、外国人が旅行者としてではなく、実際に日本で生活者として暮らしていく上で表面化する様々な課題への対応は不十分である。本論文では、国際結婚の現状および政府の現時点での対応について言及し、問題点を洗い出し、今後日本社会が政策面、意識面において、どう対応していくべきかを探ってきたい。

本論文では、「日本国籍を持つ人と外国国籍を持つ人の結婚」を国際結婚の定義とする。在日朝鮮・韓国・中国人の2世、3世は生まれも育ちも日本であり、文化的・言語的に日本人に限りなく近いということから、在日と日本人の間の婚姻を国際結婚とみなさない研究者もいる¹が、本論文では広義の定義を用いる。その中で本論文では、「日本人男性と外国人女性」間、特に「日本人男性とフィリピン人女性」間の国際結婚夫婦に注目する。「日本人

¹ 嘉本伊都子, 1996「国際結婚をめぐる諸問題-境界線上の家族」日本家族社会学会編『家族社会学研究』8号, 54頁

男性と外国人女性」間に限定する主な理由としては、近年、日本人女性が外国人男性と結婚するケースは増えている²ものの、日本に在住する国際結婚夫婦は依然として日本人男性と外国人女性の組み合わせが多数であること、そして外国人女性がエスニシティとジェンダーという二重の複合的マイノリティであり、困難に直面する機会や不当な待遇を受ける可能性が高いことが挙げられる。さらに、その中でもフィリピン人女性に焦点を当てる理由は、日本に在留する外国人女性の中で割合が高いことに加え、第一章で詳しく述べるが、1980年代後半頃から農村における花嫁不足の解消策として行政が介入する形での国際結婚が増え、問題も多く浮上したために、先行研究が多いからである。

なお、本論文が国際結婚を推奨するためのものではないことを注記しておきたい。結婚するかどうか、子供を持つかが個人の自由であるように、結婚のパートナーを決めるのも個人の決定に委ねられる。本論文の目的はあくまでも現時点での国際結婚における障壁を把握し、その解消のために人々や行政がどう対応できるかを模索することである。そしてこの研究が、国際結婚を望む人や困難を抱える国際結婚夫婦に少しでも貢献できれば幸いである。

第2節 調査方法

国際結婚の歴史に関しては、複数の先行研究を読み解いて紹介していく。国際結婚件数の推移や男女、国籍の組み合わせについては、労働厚生省統計情報部等の政府機関による統計データを用いる。日本における国際結婚夫婦が現状として直面している課題に関しては、二次資料、特に移住女性を支援する自助団体「カラカサン」の資料を活用しながら考察する。また、国籍に関わらず、共に生きる地域社会の創造の為に、子どもの居場所作りや日常生活の相談等、あらゆる事業を実施されている社会福祉法人青丘社・川崎市ふれあい館職員の鈴木健さんに半構造化インタビューを実施した。インタビューを通じて得られたデータや情報については、さらに研究を深め、個人情報の保護に配慮しながら、本論文に反映していく。行政の現状の取り組みを把握する際には、積極的な取り組みを行っている自治体にどのような問題点があり、その解決のためにどのような制度を設けているか、そしてその制度がどこまで機能しているのかを研究し、そこで得た情報を本論文に反映していく。それに加えて、多文化家族を対象とした制度が存在する韓国の例も取り上げながら、日本の国際結婚夫婦への対応の問題点を洗い出し、今後政府がどのような対策をとっていくべきかを検討する。

²2006年では国際結婚件数の約19.5%だったが、2015年には約29.4%を占める。労働厚生省 統計情報部「平成24年度人口動態統計」;Estat 政府統計「平成25年度人口動態調査、上巻 婚姻 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数」のデータをもとに計算。

第1章 日本における外国人労働者と国際結婚の歴史

日本における国際結婚は、1985年以降に急増した。それ以前、特に戦前は国際結婚どころかそもそも日本に住む外国人が少なかった。今でこそ外国人労働者というと海外から来日する外国人労働者を想像するが、戦前日本はむしろ労働者の送り出し国であった。当時の日本の生活があまり豊かではなかったことから仕事を求め、特に北米へ移民労働者として渡っていく者が多かった。

日本は労働者の送り出し国だったと同時に、特に1910年の韓国併合や1937年の日中戦争により生活が困窮化した朝鮮人や中国人の受け入れ国ともなった。1938年の国家総動員法の制定に伴って、多くの朝鮮人や韓国人が日本政府により強制連行され、炭鉱などで過酷な労働を強いられた。

1945年8月に連合国から提示されたポツダム宣言を受諾し、降伏したことを受けて、戦場から兵士らが日本に帰還した。敗戦後の日本経済は極度に疲弊し、1950年の朝鮮戦争によって景気は次第に回復するものの、より質の高い生活を求め、主にブラジルやペルー等、南米諸国を渡航先として海外へ移住する日本人が再び増加していった。

1960年代の高度経済成長と共に日本からの海外移住者は次第に減少し、1970~1980年代になると日本は「送り出し国」から「受け入れ国」へと転換していく。ただこの際に押さなければならないのは、日本が常に「高度人材は積極的に受け入れるが、単純労働における外国人労働者は受け入れない」³というスタンスをとってきたことだ。1960年代、主にドイツでは戦災や戦後の混乱による総人口減少傾向および労働力人口の縮小を補填するために、農業・製造業・サービス業分野において、ガストアルバイターと呼ばれた国家間協定による労働者の受け入れを開始した⁴。1955年、イタリアとゲストワーカー受け入れの二国間協定を締結したことを皮切りに、その後スペインやギリシア、トルコ等、各国と協定を締結し、1964年までの募集国からの労働者は100万人を超えた⁵。しかし、1973年の石油危機を引き金とする景気後退により、ドイツ政府はそれまでの政策を転換せざるを得な

³ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構,2013「企業における高度外国人材の受入れと活用に関する調査」(<https://www.jil.go.jp/institute/research/2013/documents/0110.pdf>,2019年11月19日アクセス)

⁴ ニューズウィーク日本版編集部,2018「ドイツ版『技能実習生』、ガストアルバイター制度の重い教訓」(<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2018/04/post-9981.php>,2019年11月19日アクセス)

⁵ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「50年後のガストアルバイター-WSI調査」(https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014_12/germany_01.html, 2019年9月25日アクセス)

くなり、協定によるガストアルバイターの募集を停止すると共に外国人労働者の雇用を極力制限するスタンスとなった。また、帰国促進策を通じて移民の定住化を最小限に抑えようとするも、すでにドイツで生活の基盤を築いていた労働者の一部は政府の意に反してそのまま滞留し、帰国するどころか家族を呼び寄せる結果となった⁶。このドイツのケースのように、ヨーロッパにおける外国人労働者受け入れと定住化の失敗を見てきたからこそ、日本において外国人労働者が社会の担い手としてではなく、社会保障の給付を奪う負担として認識されてしまうようになったのではないかと社会福祉法人青丘社・川崎市ふれあい館職員の鈴木さんはいう。

1990年代、バブル景気を背景に労働力需要が高まり、観光ビザで入国した外国人がオーバーステイとなって在留するケースが多発した。1993年には30万人⁷程度の非正規滞在者が働いていたことについて、移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事の鳥井一平は、当時「オーバーステイ容認政策」を取っていたという以外に説明がつかないと発言している⁸。表向きでは外国人労働者に対して否定的な立場を取りながらも、実態としてバブル期の日本社会の経済活動は彼らの労働によって回っていたために切り捨てられなかったことが伺える。1993年には海外への技術移転や国際貢献を目的とする外国人技能実習制度が創設されたが、単純労働を補充するだけの人権侵害を生む制度として非難されている。このように、労働需要が高い時には鳥井がいう「オーバーステイ容認政策」を取り、きつい・汚い・危険な3K労働に従事させ、必要なくなると非正規滞在者として取り締まる。また、安価な労働力として技能実習生を呼び寄せ、使い続けたというのが日本の外国人労働者政策の実態であり、円滑な経済活動のために黙認されてきた構造である。このような日本における外国人労働者受け入れの実態を把握した上で、国際結婚の歴史についても見ていきたい。

1960年代の高度経済成長期に伴い、日本から海外への移住者は減少し、逆に海外から出稼ぎ労働を目的とする日本への移住者が次第に増えたものの、当時はまだ国際結婚の件数はあまり多くはなかった。その理由として、第一に高度経済成長期には「家族の戦後体制」

⁶ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「選択的移民政策という選択」,第1部序章4頁 (https://www.jil.go.jp/institute/siryos/2013/documents/0114_01.pdf, 2019年9月26日アクセス)

⁷ 高谷幸,2018『『外国人労働者』から『不法滞在者』へ-1980年代以降の日本における非正規滞在者をめぐるカテゴリーの変遷とその帰結-』社会学評論 68(4)532頁 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/68/4/68_531/_pdf/-char/en,2019年11月26日アクセス)

⁸ 移住者と連帯する全国ネットワーク「衆議院法務委員会(2018年11月22日)における移住連代表鳥井一平の参考人意見陳述全文」 (<https://migrants.jp/news/voice/20181122.html>,12月7日アクセス)

と呼ばれる「父が働き、母が専業主婦となり、子供は二人産む」⁹という核家族が成立しやすかったことが挙げられる。戦後、日本社会の産業構造が農業や林業を中心とする第一次産業から商業・サービス業を中心とする第三次産業へとシフトしたことで女性の専業主婦化が進み、さらに1948年の優生保護法の制定で人工中絶が合法化されたことで出生数がコントロールされるようになった¹⁰。このように、高度経済成長期には家族が形成しやすい社会的・経済的要件があった。また、第二の理由として、当時西欧諸国で外国人労働者が果たすとされていた長時間労働や残業、そしてパート労働などの低賃金労働を国内の労働者で十分に賄っていたことが挙げられる¹¹。前述した家族の戦後体制においては、女性が主婦として家事や育児に専念し、男性が長時間労働を引き受けることが当たり前となった。そして、子供が進学と共にアルバイトを始めたり、主婦がパート労働に出たりしたことで単純労働を低賃金で学生や既婚女性が引き受けた。つまり、高度経済成長期においては家族の戦後体制によって外国人労働者が果たすとされていた機能を国内労働者で果たせていたことで、外国人移住者は少なく、国際結婚も増えなかった。

しかし、1975年頃になると、男児が女児より5%ほど多く生まれるという出生率の比率の影響で、男性の結婚難という問題が浮上してくる¹²。特に第一次産業から第三次産業へと日本の産業構造が転換したことで、農村部から都会へと移動する女性も多く、農村における嫁不足問題が深刻化した。さらに男女の機会均等に向けた動きが国際的に活発化したことを受けて、1985年に国内においても男女雇用機会均等法が制定され¹³、女性にライフスタイルを「選択」する機会が与えられるようになる。家族の戦後体制下においては、女性は結婚を機に退職し、主婦業に専念するのが主流であったため、女性にライフスタイルの選択肢はほとんどなかったが、次第に結婚相手や職業を選べる社会へと日本は変容していった。この時代に日本における国際結婚件数が増えていく。1985年では12,181組だった国際結婚件数が、1990年には25,626組と倍増、2000年には36,263組と3倍に達した¹⁴。中でも、過疎化、嫁不足に起因する後継者不足解消が深刻だった農村部においては、行政介入による積極的な「外国人花嫁受け入れ政策」が実施されたことで婚姻の総件数に対す

⁹ 嘉本伊都子, 2008『国際結婚論!?[現代編]』法律文化社, 17頁

¹⁰ 同上書、19頁

¹¹ 梶田孝道, 1994『外国人労働者と日本』日本放送出版協会

¹² 嘉本前掲書、31頁

¹³ 厚生労働省 HP 内「平成27年版働く女性の実情」, 69~70頁

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujou/dl/15d.pdf>, 2018年9月12日アクセス)

¹⁴ 厚生労働省 HP 内「平成26年度人口動態統計特殊報告」, 10頁

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/gaikoku14/dl/gaikyo.pdf>, 2018年7月3日アクセス)

る国際結婚件数の割合が高まった。例えば、山形県西村山郡の自治体の一つである朝日町では、高度経済成長期後の 1985 年頃に嫁不足、後継者不足が深刻だったことを受け、農村青年の結婚相手としてフィリピンから花嫁を迎え入れた¹⁵。その際に、結婚相談所の設置やいわゆる「お見合いパーティー」の実施、結婚した夫婦に対する奨励金や報奨金の支給等の農協や自治体主導の結婚支援事業が盛んになった¹⁶。農村地域に送られた外国人女性の中には農業労働力として働く者も少しはいたものの、多くは後継者不足解消のために跡取りを産む再生産の役割を求められていた。この行政主導の事業はジャーナリズムでも大きく取り上げられ、他の自治体でも実施されるようになった。また、海外雇用政策の導入により国際労働移動が盛んだったフィリピンから、在留資格「興行」で来日し、パブやクラブでエンターテイナーとして働く女性が 1990 年頃から増えた¹⁷。その中で、在留資格「興行」の在留期限は最長でも 6 ヶ月であり、規制強化等によって再度日本に戻れないことへの恐怖や日本とフィリピン本国を行き来する生活への疲れから、お店で出会った男性と結婚するケースが増え、当時お店からの runaway という言葉が流行した。その後も国際結婚の件数は増えていき、2006 年には 44,701 組を記録した¹⁸。しかし、ここで注意しなければならないのが、国際結婚した夫婦が国際離婚をするケースも増加していることだ。1985 年頃の農村における国際結婚のほとんどが結婚仲介業者を介したものであったため、結婚後に家庭内で性的暴力や商業的性的搾取等の被害かが多く発生している。また、エンターテイナーとして来日したフィリピン人女性も約 8 割が売春を強要されたり、肉体的、性的虐待を受けたりしたという報告もあり、劣悪な労働環境だったことはいまでもない¹⁹。政府統計で最も古い 1992 年の 7,716 件に比べ、2005 年には 15,689 件、2010 年には 18,968 件に達している²⁰。国際結婚世帯数自体が変化しているため、単純に国際離婚のみが増えているとは言えないが、留意しておくべき点である。

在留資格「興行」によって来日したフィリピン人女性の活動許容範囲はショーのみでホステス行為は禁止されていた。しかし、実態としてはホステス行為が多かったことから、2004 年に日本が米国務省から、売春や強制労働等の人身売買の第二監視国に指定されてしまい、

¹⁵ 安藤純子, 2009「農村部における外国人配偶者と地域社会-山形県芦沢村を事例として-」GEMC journal 1 号, 30 頁

¹⁶ 佐竹眞明, 2006『フィリピン - 日本国際結婚—移住と多文化共生』めこん, 14~19 頁

¹⁷ 同上

¹⁸ 厚生労働省 HP 内「平成 26 年度人口動態統計特殊報告」, 10 頁 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/gaikoku14/dl/gaikyo.pdf>, 2018 年 7 月 3 日アクセス)

¹⁹ 武田丈, 2005『フィリピン人女性エンターテイナーのライフストーリー』関西学院大学出版会, 83~85 頁

²⁰ 同上

海外からの圧力に政治が負け、日本政府は徐々にフィリピン人女性の入国制限を開始する。2005年には日本政府がビザの発給基準を厳格化したことや、2008年以降のリーマンショックによる経済不況、2011年の東日本大震災などの要因が重なり、2006年をピークに国際結婚数は減少傾向にある。

上記の通り、国際結婚の件数は震災等の自然条件や景気等の経済状況に加えて、行政主導の政策にも大きく左右される点を強調したい。第二章で、統計資料を用いながら婚姻の総件数に対する国際結婚件数を見ていくが、その数字の裏には政府や自治体による政策や、民間の結婚仲介業者が存在することに注意する必要がある。

第2章 国際結婚の現状

本章では厚生労働省による人口動態調査のデータをもとに、総婚姻数に対する国際結婚件数の割合、国際結婚件数のうちの「夫日本・妻外国」の割合、そして妻の国籍を見ていく。表1は厚生労働省の人口動態調査をもとに作成したものである。

表1 婚姻統計-夫妻国籍別にみた年次別国際結婚の件数(1965年～2016年)

国籍	1965年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2010年	2015年	2016年
総数	954,842	735,850	722,138	791,888	798,138	714,265	730,971	700,214	635,156	620,531
夫妻とも日本	950,696 (99.6%)	723,669 (98.3%)	696,512 (96.5%)	764,161 (96.5%)	761,875 (95.5%)	672,784 (94.2%)	686,270 (93.9%)	670,007 (95.7%)	614,180 (96.7%)	599,351 (96.6%)
夫妻の一方が外国	4,156 (0.4%)	12,181 (1.7%)	25,626 (3.5%)	27,727 (3.5%)	36,263 (4.5%)	41,481 (5.8%)	44,701 (6.1%)	30,207 (4.3%)	20,976 (3.3%)	21,180 (3.4%)
夫日本・妻外国	1,067 (0.1%)	7,738 (1.1%)	20,026 (2.8%)	20,787 (2.6%)	28,326 (3.5%)	33,116 (4.6%)	35,993 (4.9%)	22,843 (3.3%)	14,809 (2.3%)	14,851 (2.4%)
夫外国・妻日本	3,089 (0.3%)	4,443 (0.6%)	5,600 (0.7%)	6,940 (0.9%)	7,937 (1.0%)	8,365 (1.2%)	8,708 (1.2%)	7,364 (1.0%)	6,167 (1.0%)	6,329 (1.0%)
妻の国籍										
韓国・朝鮮	843 (79.0%)	3,622 (46.8%)	8,940 (44.6%)	4,521 (21.7%)	6,214 (21.9%)	6,066 (18.3%)	6,041 (16.8%)	3,664 (16.0%)	2,268 (15.3%)	2,031 (13.7%)
中国	121 (11.3%)	1,766 (22.8%)	3,614 (18.0%)	5,174 (24.9%)	9,884 (34.9%)	11,644 (35.2%)	12,131 (33.7%)	10,162 (44.5%)	5,730 (38.7%)	5,526 (37.2%)
フィリピン	7,188 (34.6%)	7,519 (26.5%)	10,242 (30.9%)	12,150 (33.8%)	5,212 (22.8%)	3,070 (20.7%)	3,371 (22.7%)
タイ	1,915 (9.2%)	2,137 (7.5%)	1,637 (4.9%)	1,676 (4.7%)	1,096 (4.8%)	938 (6.3%)	970 (6.5%)
米国	64 (6.0%)	254 (3.3%)	260 (1.3%)	198 (1.0%)	202 (0.7%)	177 (0.5%)	215 (0.6%)	223 (1.0%)	199 (1.3%)	246 (1.7%)

英国	82 (0.4%)	76 (0.3%)	59 (0.2%)	79 (0.2%)	51 (0.2%)	44 (0.3%)	55 (0.4%)
ブラジル	579 (2.8%)	357 (1.3%)	311 (0.9%)	285 (0.8%)	247 (1.1%)	277 (1.9%)	216 (1.5%)
ペルー	140 (0.7%)	145 (0.5%)	121 (0.4%)	117 (0.3%)	90 (0.4%)	83 (0.6%)	87 (0.6%)
その他の国	39 (3.7%)	2,096 (27.1%)	7,212 (36.0%)	990 (4.8%)	1,792 (6.3%)	2,859 (8.6%)	3,299 (9.2%)	2,098 (9.2%)	2,200 (14.9%)	2,349 (15.8%)

注 1) フィリピン・タイ・英国・ブラジル・ペルーに関しては 1992 年から調査しており、1993 年までは「その他の国」に含まれる。

注 2) ()内の数値は国際結婚総数を 100%とした時の割合を示したものである。

出典：厚生労働省 HP 内「平成 26 年度人口動態統計特殊報告」及び厚生労働省 HP 内「平成 28 年度人口動態統計特殊報告-婚姻に関する統計の概況」より作成

第1節 日本における国際結婚件数

厚生労働省の人口動態調査によると、1965年には夫妻の一方が外国人である国際結婚件数は4,156件に止まり、全体の総婚姻数の0.4%に過ぎなかったが、1985年には12,181件、1990年には25,626件と急増しているのが見てとれる。1990年の総婚姻数は722,138件なので、全体の3.5%を占めるようになった。1990年代以降も、国際結婚件数は2万件以上を維持し、2000年には36,263組の国際結婚夫婦が確認されている。そして2006年には史上最高の44,701件に達し、総婚姻数730,971件の6%以上を占める。2006年をピークに国際結婚件数が徐々に減少に転じたものの、2010年までは3万件以上を維持している。2013年には総婚姻数660,613件に対し国際結婚件数21,488件と3.3%にまで減ったが、現在も横ばいで3.3%前後を維持している。

第2節 国際結婚の構成

本論文では国際結婚を「日本人と外国人の結婚」と定義しているが、その中には「夫日本・妻外国」と「夫外国・妻日本」の二つの組み合わせがある。厚生労働省の統計データに基づくと、1978年では「夫日本・妻外国」の件数が3,620件、「夫外国・妻日本」が2,110件とそこまで大きな差はないものの、1990年の統計を見ると前者が20,026件なのに対し、後者は5,600件と「夫日本・妻外国」が国際結婚件数の78%以上を占めている。この統計から1990年代における国際結婚の急増は日本人男性と外国人女性の婚姻の増加によるものと言える。2015年頃になると、「夫外国・妻日本」の割合も若干は増えるものの、依然として「夫日本・妻外国」の割合が大多数を占める。

また、本論文では「日本人男性と外国人女性」間での国際結婚に焦点を当てているため、妻の国籍別推移を見ていく。表1より、全年代を通して多いのが韓国・朝鮮、中国、フィリピン国籍であり、アジア諸国から来た女性と日本人男性の結婚が多い。1990年においては、韓国・朝鮮国籍が8,940件と圧倒的に多かったが、1995年には中国とフィリピンの国籍が急増し、比率が逆転している。その後も中国とフィリピン国籍を持つ女性の割合は高く、国際結婚件数がピークとなった2006年には共に12,000件台を記録している。2006年以降は韓国・朝鮮、中国、フィリピン国籍全て減少傾向にあるものの、他の国籍と比較すると大きな割合を保っている。

第3章 国・行政の取り組み

本論文では、「日本人男性と外国人女性」間、とりわけ「日本人男性とフィリピン人女性」間の国際結婚夫婦に焦点を当てているため、送り出し側であるフィリピン政府、そして受

け入れ側である日本政府が国際結婚夫婦の増加を受けて、それぞれどのような取り組みを行っているのか見ていく。

第1節 フィリピン政府の対応(送り出し側)

送り出し側となるフィリピン政府は、フィリピン人の移住先での人権侵害等の問題への対応として、海外に住むフィリピン人と母国の間の文化的経済的結束を強化することを目的として1980年にフィリピン海外移住委員会(Commission on Filipino Overseas)を設立した。そして海外移住を予定しているフィリピン人に対して出発前に渡航前研修を受講することを義務化、さらに国際結婚をし、配偶者の国への移住を予定している人を対象にカウンセリングも実施している。

1-1 渡航前研修

海外で生活予定のフィリピン人に対し、政府が提供している渡航前プログラムの一つに渡航前研修(Pre-Departure Orientation Seminar)がある。この研修を受講したことを証明する認証がパスポートに記録されていない場合、入国管理局から出国許可を受けられない。

研修内容としては、海外への渡航や生活の際に必要な書類や空港での手続きの説明、長期滞在のために必要な労働許可書の取得方法、海外居住者の権利義務に関する説明、海外ビザや在留資格の更新方法など手続き面での説明がある。その他にも、滞在先でDVや人権侵害などのトラブルに巻き込まれた際に利用可能な支援のネットワークリストの配布、日本語の講習や日本の文化・習慣に関するレクチャーなど生活面で役立つ情報が与えられる²¹。

渡航前研修の際に、民間銀行の営業担当から、海外からフィリピンへの送金についての説明も実施される。フィリピンにおいて海外移住をするということは、そこで得られた儲けの一部を家族に送金することが前提と考えられている。海外移住をするということは経済的機会に恵まれることと理解され、国際結婚のようにたとえ出稼ぎ目的の移住ではなくとも、家族は日本からの経済的支援があるのが当然と考えていることからフィリピンにおけるFamily Firstの国民性が伺える。

現状の渡航前研修について研修参加者は、必要最低限のサポートはあるものの、現状については満足していないとの意見が多い²²。短時間での研修では諸手続きの説明中心になってしまうため、より研修時間を延ばし、例えば日本語学習の機会や国際結婚についてのよ

²¹ 原島博, 2008「フィリピン人女性の国際結婚と日本への移住支援に関する研究」ルーテル学院研究紀要, No.42, 7~12頁

²² 同上

り具体的なアドバイス、日本料理や家事スキルの研修など、より日本での新しい生活に寄り添った支援が求められる。

1-2 カウンセリング

外国人と結婚をし、外国人配偶者の国への移住を予定している人は上述した渡航前研修に加え個別カウンセリング(Guidance and Counseling)を受ける必要がある。このカウンセリングは、結婚の合法性の確認および国際結婚によって生じる文化的・心理的葛藤に対する心の準備を目的としているが、それには限界がある。カウンセリングを通して偽装結婚を回避した事例もあり有効性は完全には否定できないものの、一人当たりの時間が約20~30分と極めて短く、出発許可を得るために必要な書類が整っていることや、申請者と日本人相手との結婚が合法かの確認等、手続きベースに止まっているのが現状である。また、日本の慣習や生活習慣についての相談を受けても、カウンセラー自身が日本に行ったことがないケースも稀ではなく、日本に関する知識不足により適切なアドバイスができないことなどが問題として挙げられる²³。

第2節 日本政府の対応(受け入れ側)

受け入れ側となる日本政府も、訪日外国人の増加を受けて、自治体を中心として外国人が住みやすい環境づくりの取り組みを行ってきた。しかし、中央政府による包括的な外国人政策の欠如や自治体間での外国人施策のばらつきが問題となっている。一方で、移住女性自らが主体となって日本に住む外国人を支援する自助団体なるものが注目を浴びている。

2-1 外国人政策における国(中央政府)と地方(自治体)の関係性

ニューカマー外国人急増に伴い、国際結婚件数が増えた1990年頃から、日本に住む外国人についての議論を関心の埒外に退けることが不可能となり、次第に自治体において多言語による情報提供や相談、日本語学習機会の提供、学校教育の受け入れの整備、保健・医療・福祉などの施策の重要性が指摘されるようになった。また、2000年代に入ると、外国人の定住化が増加してきた背景および自治体の要請を受けて「多文化共生政策」が構築された。2006年に総務省は多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていく

²³ 佐竹眞明, 2017『国際結婚と多文化共生-多文化家族の支援にむけて-』明石書店, 86~87頁

こと」²⁴と定義し、また「地域における多文化共生推進プラン」において、地域における多文化共生の意義として「外国人住民の受入れ主体としての地域」、「外国人住民の人権保障」、「地域の活性化」、「住民の異文化理解力の向上」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を挙げ、各都道府県および政令指定都市に対し、多文化共生の推進に係る指針の策定およびその実施を促している²⁵。しかし、総務省が「地域」を強調している点からもわかるように、現段階では多文化共生政策は地方自治体および地域で活動する民間団体が主な担い手として期待されており、国全体の政策的取り組みからは切り離されて考えられる傾向にある。

2-2 各自治体の取り組み

中央政府による包括的な外国人政策が存在しない状況を踏まえると、自治体において安定的に外国人の関連事業を行うためには条例の整備が必要である。しかし現状では、多文化共生理念の浸透と共に多言語表記や外国人窓口の設置など自治体行政として一般的に行う施策はなされているものの、外国人支援を行なっている民間団体への援助や協力など実質的な取り組みがなされていない地域がほとんどである。条例が整備されるためにはまず自治体内において定住化する外国人の増加に起因する諸問題や課題が共有され、それに合致するような指針の策定が必要となる。その上で、指針の根拠となる条例が制定される段階に入る²⁶。ただ、現時点では、外国人に関する問題意識の共有段階にすら至っていない自治体がほとんどであり、条例の制定はあまり見込めない。

上記のような現状の中でも、比較的外国人への対応が進んでいる川崎市の取り組みを見ていく。川崎市は外国人居住が多い地域の一つであり、2018年3月末の時点で39,587人が住んでいる²⁷。そのため、多文化共生への取り組みにも力を入れており、外国人の市政参加を推進し、本格的な参加の場を作ることを目的として1996年に条例で「外国人市民代表

²⁴ 総務省, 2006「多文化共生の推進に関する研究会報告書~地域における多文化共生の推進に向けて~」, 5頁 (http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf, 2018年9月15日アクセス)

²⁵ 総務省, 2006「地域における多文化共生推進プランについて」, 総行国第79号 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf, 2018年9月20日アクセス)

²⁶ 相模原市総務局渉外部渉外課, 2010「さがみはら国際プラン~世界に開かれた地域社会をめざして~」, 3~7頁 (<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/area/plan/kokusaipplan.pdf>, 2018年11月16日アクセス)

²⁷ 川崎市国際交流協会 HP 内「外国人に関するデータ」 (<https://www.kian.or.jp/worlddata.shtml#past2018t>, 2018年11月18日アクセス)

会議」が設置されている²⁸。外国人住民会議の設置自体は珍しいことではない。ニューカマー外国人の増加に伴い多文化共生概念が浸透していく中で外国人住民の意見を積極的に聞こうとするこうした会議は、川崎市のみならず、例えば「外国人籍県民かながわ会議」や「外国人都民会議」のように県全体や、「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」、「北九州市外国人市民懇話会」のように他の市でも開かれている。しかし、設置されているのと実際にそれが機能し、会議の結果がその地域の施策に反映され、外国人のより住みやすい街づくりに役立っているのかは別の話である。川崎市の場合は、会議が条例で設置され、また提言の実施を監視するための担当局が存在し、毎年会議が開催される時に以前の会議での提言がどれほど実施されたかが報告される²⁹。さらに、ある提言についてまだ一定の評価が出ていないと判断された場合は、次年度に再度実施状況を確認するようなシステムが取られている³⁰。このような取り組みの結果、川崎市では、外国人の入居差別を禁ずる川崎市住宅基本条例の制定、川崎市居住支援制度の創設がなされた。また、外国人市民情報コーナーの設置および外国人に対する窓口や問い合わせ一覧、転入者に対し必要な基本情報が掲載されるウェルカムセットの配布がされるようになった³¹。ただ、川崎市の「外国人市民代表会議」も原則 26 人以内の外国人市民で構成されているため、会議への参加者が当地域での外国人住民全体を代表することが十分にできているのか、取りこぼされているグループがないかという側面も留意しなければならない。

川崎市のように会議を通して条例の改善や施策の見直しがされたケースは多くはない。第一に、川崎市のように外国人住民会議を条例で設置している地域はほとんどなく、「外国人都民会議」など含め、自治体の総合計画によって設置されているものが多数である。また、例えば「外国人籍県民かながわ会議」の場合は、会議での提言が実際に政策に反映されているかを監視するようなシステムはなく、会議設置以来、実際に提言が施策に活かされ、新たにできた条例はない³²。2019 年 3 月 10 日に第 10 期・第 15 回の外国人籍県民かながわ会議が実施され、神奈川県ホームページに議事録が掲載されてはいる。しかし、“あーすフェスタかながわ 2019 で、外国人籍県民かながわ会議の委員で Together を踊る企画を出したい”

²⁸ 川崎市役所 HP 内、2017 年「外国人市民代表会議とは」

(<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000041052.html>, 2018 年 11 月 18 日アクセス)

²⁹ 王欣蕙, 2015 「外国人市民が集住する自治体の外国人市民地域参加の政策設計に関する研究」, 首都大学東京都市環境科学研究科修士論文, 35 頁

³⁰ 同上

³¹ 川崎市役所 HP 内、2017 年「外国人市民代表会議とは」

(<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000041052.html>, 2018 年 11 月 18 日アクセス)

³² 王欣蕙前掲書, 37~38 頁

³³という内容以外は、以前作成された報告書の各部分の名称変更等の情報が記載されるだけで、この会議によって現状が改善されているとは言い難い。

このような自治体間における取り組みの差にはその地域の外国人人口や歴史的経緯が大きく関係すると考えられる。例えば、川崎市においては歴史的に多くの在日韓国人・朝鮮人が暮らしてきたために、当時生じた外国人住民の紛争を抑えるためにも外国人と共生しながら地域社会を作っていく仕組みが必要となった³⁴。一方、多文化共生概念の浸透を通じて次第に施策の設置等を行なっている自治体の場合、行政の関心や意欲といった恣意的要素に応じて外国人への取り組みが削減されたり排除されたりしてしまう可能性がある。このような各自治体の安定性や持続性に欠ける脆弱な外国人関連事業を強化、そして自治体間の取り組みの格差を是正するためにも、国全体での実効性ある外国人政策の制定と見直しが喫緊の課題となる。

2-3 自助団体「カラカサン」

多文化共生を実現するために注目されているのが自助組織である。自助組織とは、結婚移住女性自らが行動主体となって、同国人を助けるという仕組みである。自助・互助活動は、母語による情報提供や生活相談、子どもの教育権利の保障、平等な労働環境や安心できる医療環境のためなどの具体的な活動を日本人と共に行い、外国人が同じ住民であるという意識を持たせる効果や、一人では届きにくいマイノリティとしての声を組織として伝えることでより強力な発信を可能にする効果があるとされている³⁵。

上記の自助団体の一つとして取り上げられるのが「カラカサン～移住女性のためのエンパワーメントセンター～」(Kalakasan)である。2002年12月に、実際にDVの被害にあった経験のある移住女性やシングルマザー達が相互扶助できる自助団体として組織され、神奈川県を主な活動場所として支援を行なっている。一人で抱え込むのではなく、自らの経験を周りの人と共有し、受け入れてもらい、話し合う中で問題解決を見出していくことを活動の目標としている。具体的な活動例としては、精神的に参っている身体を癒すためのマッサージ教室やフィリピン料理を味わうイベントの開催、伝統的な踊りを皆で練習し、国際交流イベントやお祭りで披露する等が挙げられる。国際結婚をし、カラカサンのスタッフの一員である鈴木カルメンシータさんは「参加した女性たちはとても生き生きとした表

³³ 神奈川県庁 HP 内「外国籍県民かながわ会議の会議結果（第5回）」
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/documents/gaikokusekikaigi5gijiroku.pdf>, 2019年5月6日アクセス)

³⁴ 『神奈川新聞』2019年3月8日「神奈川と平成 川崎・桜本 培われた共生と寛容」
(<https://www.kanaloco.jp/article/entry-153026.html>, 2020年1月7日アクセス)

³⁵ 井口泰, 2018『移民政策のフロンティア』明石書店, 231-232頁

情だった」と述べており、自国の文化を誇りに思えることの重要性について指摘している³⁶。また、イベントの開催や参加のみならず、言葉と文化の教室の設置や、フィリピンで育った母親と日本で育った子供のギャップや親子の交流を取り戻すことを目的として子供のケアのためのボランティア活動、家庭内でDV等のトラブルが起きた際の介入およびアフターケアを行うなど、あらゆる側面でフィリピン人女性およびその家庭をサポートしている。特にDVについては慎重な対応が必要であり、同じくカラカサンのスタッフである山岸素子さんは、似た文化的背景を持つグループの中でもDVについて打ち明けられる人は少ない³⁷という。仲良くなったコミュニティだからこそ暴力の問題については話しづらくなってしまいうケースも多く、コミュニティの結びつきが強すぎるがゆえに、逆にそこでの支援を受けづらくなる可能性がある。カラカサンでは、DV被害に遭う母子、シングルマザー家庭など、母子家庭へのサポートを得意分野とし、DVによって精神的ダメージを受け、アイデンティティが不安定になっている母子に対してのサポートも多く実施している。

2-4 川崎市「ふれあい館」

フィリピンや韓国等、外国にルーツを持つ方々へのサポートや社会教育、および児童館としての居場所的機能を主とする「ふれあい館」について取り上げる。インタビューに応じてくれた鈴木健さんもふれあい館の職員の一入だ。

在日韓国・朝鮮人への人権保障を求める市民運動を受けて、民族差別の解消を目的として1988年川崎区桜本にふれあい館が設立され、2006年より社会福祉法人青丘社が管理運営を担っている。設立当初は在日韓国・朝鮮人が大半を占めていたため、その方々への識字・日本語教育が活動の中心だったが、フィリピン人の来日が増えるとともに、支援対象が拡大する。また、1988年にフィリピン人がふれあい館職員として働くようになると、国際結婚における不平等や在留問題の深刻性がより明確になっていき、個別的な相談や対応を行うようになる。

しばらくして日本での生活がある程度安定すると、外国人女性は母国に残してきた子供を日本に呼び寄せ、定住化を目指していく。しかし、識字学級により日常生活レベルの会話は数年で身につけられても、学校の授業を理解するまでのレベルまで至るのは難しく、上手く学校生活に馴染めないことや、母親が日本の教育システムを理解しきれていないことから、進学ハードルが極めて高い。また、母語についても家庭内で触れるだけでは機

³⁶ TBS ラジオ「堀尾正明+PLUS!」「人権トゥデイ」2008年2月9日放送より引用

³⁷ 川崎市男女共同参画センター「外国籍であることがもたらす、女性と子どもの困難」情報誌『すくらむ』vol.55号(<https://www.scrum21.or.jp/interview/sc174.html>,2019年12月7日アクセス)

会が不十分なことから、日本語も母語も中途半端な「ダブルリミテッド」や、そもそも母語が家庭で使用されず、母語を喪失し、日本語も年齢相応のレベルまで達していない「シングルリミテッド」に陥る子供が存在する³⁸。

このような外国にルーツを持つ子供に対する具体的なサポートとしては、居場所の提供や、母国の言語や文化に触れさせることや同じバックグラウンドを持つ子供同士をつなげることを通して、例えばフィリピン人としてのアイデンティティ確立や自身の母親を「差別される者」ではないものとして受け入れられるようにすることを目指している。また、ふれあい館周辺地域在住の職員や市民ボランティアの協力のもと、中高生への学習支援サポートを実施している。

実際にふれあい館に足を運んでみると、近隣の小学校に通う子供達で館内は溢れ、そこに国籍や文化の違いによる境界は一切感じられなかった。イベントは時期によって異なるそうだが、その日は小学生による手作りのお化け屋敷イベントが開催されており、絵の具まみれになって他の学生や職員とふざけ合う様子からも子供達の「居場所」としての機能を果たしているように伺えた。

上述したカラカサンは2019年12月で17年目、ふれあい館は2018年6月をもって開館30周年を迎えた。学習サポートがボランタリーベースなことや、個別対応の限界等、課題は残るが、このような自助組織や地域に根ざした施設が有効な一つの理由として、問題を抱える外国人女性を雇ったり、ボランティアとして活躍してもらったりすることで、彼女らが「ミドルマン・マイノリティ」としての役割を果たしているためだと考えられる³⁹。関根政美はミドルマン・マイノリティ集団について、商業・流通・金融活動を主体に都市中間層を形成し、経済的には恵まれる中で、上層、下層社会階級からの圧迫によって自集団内の結束力が強く、その結果、伝統的民族文化や言語の維持に熱心であり、自文化についての誇りや自信も強い、と指摘する⁴⁰。国際社会学や社会変動論を専門分野とする塩原良和は、オーストラリア多文化主義研究の中で、非白人ミドルクラス移民に着目し、ミドルクラス移民が「下層の同胞と課題を共有し、主流公民と対話の関係に入ることで、より下層

³⁸ 田中宝紀「言葉・制度・心の壁に阻まれる海外ルーツの子どもたちの現状—今知っておきたい主な課題とは」

(<https://news.yahoo.co.jp/byline/tanakaiki/20190617-00130483/>, 2019年12月7日アクセス)

³⁹ エドナ・ボナシチ(福田友子,前田町子,石田沙希訳),1973「ミドルマン・マイノリティ理論」(<https://core.ac.uk/download/pdf/97065439.pdf>, 2019年12月11日アクセス),191～197頁

⁴⁰ 関根政美,1994『エスニシティの政治社会学-民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版界,153頁

の移民と主流国民とをつなぐ『架け橋』としての役割を担うべきである⁴¹と指摘している。つまり、今回のケースに当てはめると、元々エスニック・マイノリティだった外国人女性が、自身の経験を踏まえ、同じような境遇にあう、より下層の外国人女性やその子供を日本人と繋ぐ媒介的な役割を担っていると捉えられる。

第3節 韓国の多文化家族支援政策

韓国では、2000年頃からの国際結婚件数増加に伴い、家庭内暴力等の人権問題が生じたことをきっかけに2008年3月に国際結婚により構成された多文化家族の構成員の生活の質の向上および社会統合を目的とした「多文化家族支援法」が制定された⁴²。また、韓国では多文化家族に対する政府の体系的な支援を推進するために「多文化家族政策基本計画」が立てられており、2012年からは「第二次多文化家族政策基本計画」をもとに支援が施行されている。日本では、外国人や日系人に対する支援・政策は不十分ながらも存在するが国際結婚によって生まれた「多文化家族」を対象とした政策は存在しない。そこで近隣の韓国で実施されている多文化家族に対する支援や政策を見ていくことが、日本の国際結婚夫婦に対する支援を再考する上で参考になると考える。本節では韓国に存在する「多文化支援法」について詳しく取り上げ、日本でも参考にできる部分はないかを見ていく。

韓国では国レベルと地域レベルで多文化家族に対する支援策を掲げている。地域では、支援をする機関として多文化家族支援センターが設置されており、ここでは、韓国語教育といった言語支援をはじめ、母国の伝統や文化を紹介する多文化理解教育を通して結婚移住女性の自尊心を高めるという精神的支援、講師として結婚移住女性を雇うことによる経済的支援を主に行っている。また、あらゆる事情でセンターに通うことすら困難な移住者のためにスタッフによる訪問活動も行われている⁴³。移住者を対象とするような総合的な窓口は日本の各市町村においても設置されていることがあるが、多文化家族を単独でターゲットとしていないことや、窓口ですら来られない社会的弱者に対する訪問といったアウトリーチ活動を行っていないという点で韓国の多文化支援とは異なるといえる。また、国レベルでは、民間の国際結婚仲介業者に対する多文化教育などの研修を実施することで、結婚移住女性への不当な扱いや不幸な国際結婚を未然に防ごうと試みている。さらに、国際

⁴¹ 塩原良和,2010『変革する多文化主義へ—オーストラリアからの展望』法政大学出版局,144頁

⁴² 白井京, 2008 「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として」 国立国会図書館及び立法考査局 (<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/238/023807.pdf>, 2018年7月30日アクセス)

⁴³ 岩間暁子, 2016 「韓国における多文化家族支援の実践」 応用社会学研究, 58号

結婚に関する専門家の養成をも行っている。国際結婚予定の男性のみならず、公的機関や学校教育など広範囲で多文化家族教育を実施するための専門家を養成し、資格認定を行っている⁴⁴。民間業者に対する研修や専門家の養成を実施している点から韓国政府の国際結婚家庭を受け入れようとしている姿勢が伺える。

このように、韓国では国レベルから地域レベルまで一貫した多文化家族支援のシステムが少なくとも日本よりは整っていると言える。言語支援の主体がボランティアベースであることなど課題は残るものの、支援の対象が地方自治体や民間団体が多文化共生政策の主な担い手として期待され、国全体の政策的取り組みがほとんど存在しない日本に比べ、国際結婚家庭の受容と多文化家族の支援を韓国政府の政策として位置付けていると言える。日本においても、自治体にのみ多文化支援を委託するのではなく、国として公務員などに対する多文化教育を試してみる価値があるのではないだろうか。また、自治体による支援に関しても、ただ総合的な窓口を設置するのではなく、実際にその地域に住む結婚移住女性や国際結婚家庭の数および実態を把握し、具体的にどのような支援が必要なのか、訪問活動が必要なのかも含め、支援のあり方を再度検討していくべきである。

第4章 国際結婚が抱える問題

国際結婚には、異なる文化を有する人と触れ合える、視野が広がる等ポジティブな側面がある一方で、言語や価値観、習慣などの文化的差異による困難や葛藤が結婚生活を営んでいく中で多く顕在化することも事実である。国際結婚家族が生活する上で抱える問題を把握し、それらを解消しようとする試みは、今後日本が目指すべき多文化共生社会を考える上で重要である。そこで、本章では、日本で生活する国際結婚夫婦が直面する代表的な問題をいくつか取り上げていく。繰り返しになるが、本論文では「日本人男性とフィリピン人女性」の国際結婚に着目している。

第1節 言語の壁

夫婦間の満足度を高め、良好な夫婦関係を維持していく上でコミュニケーションが重要な役割を果たすのは言うまでもない。しかし、日本で生活する多くのフィリピン人女性が言語の壁を大きな問題として取り上げる。日本語能力が十分でないために病院など公的機関における説明が理解できない、案内掲示板が読めない、家庭や職場でスムーズなコミュ

⁴⁴ 李善姫, 2011「韓国における“多文化主義”の背景と地域社会の対応」GEMC journal, 5号, 8~10頁

コミュニケーションが取れないといった事態が発生し、日本社会への適応が難しく、生きづらさや夫婦関係に亀裂を生む要因と成り得る⁴⁵。妻が欧米系出身であればコミュニケーションが英語で済まされるケースも少なくないが、フィリピン人女性の場合、家庭内や地域で母語が尊重され使用される機会はほとんどなく、日本語を習得する以外の選択肢がない。しかし、特に都市部から離れた農村地域に暮らしている場合、言語支援が行き届いておらず、あったとしても地理的要件や時間の制約でなかなか日本語が習得できず、より大きな言語的不利益を被ることとなる。また、日本語での会話がある程度できるようになっても、感情など目に見えないものを伝える難しさや、辞書を用いて調べながら会話をした結果、固い日本語や命令口調になってしまい、相手に勘違いされてしまう虚しさに直面するなど、精神的疲労が重なり、社会的に孤立しやすい⁴⁶。

また、子供が生まれると言語や文化の問題はさらに複雑化する。子供が父親と母親両方の言葉や文化を受け継ぐバイリンガル・バイカルチュラルな存在になるのが最もスムーズで理想的な形なのかもしれないが、そうなるためには、外国人の親の言語が一般的に使用できる威信のあるもので、かつ家族がその外国の文化を保つ姿勢があることが条件であるとされている⁴⁷。この点において、外国人妻が欧米系出身の場合は、母語への誇りが比較的強く、子供に対しても母語で話すケースが多くなる。一方で、外国人妻が非欧米系出身の場合、地域や職場、家庭内でも母語が尊重され、積極的に使用できる場面は稀であり、慣れない日本語を使用しながら子供へ教育をしなければならない⁴⁸。しかし、日本語能力が不足しているがゆえに、小学校の連絡帳に書いてある事がわからず、一回も出さずに終わったり、日本の進学のシステムが理解できず、結局子供へのサポートをしてあげられなかったり⁴⁹、言語の問題は外国人妻自身の日本社会での適応に制約をかけるだけでなく、子育てにも大きな影響を及ぼしてしまう。

第2節 配偶者からの暴力

一般に「ドメスティック・バイオレンス」と呼ばれ「DV」と略される配偶者からの暴力

45 伊藤孝恵, 2007「国際結婚夫婦のコミュニケーションに関する問題背景:外国人妻を中心に」言語文化と日本語教育 33号, 65~67頁

46 早川武志,山崎瑞紀,2015「日本人と国際結婚したフィリピン人女性が抱える問題-インタビュー調査を用いて-」東京都市大学横浜キャンパス情報メディアジャーナル第16号,82~83頁

47 嘉本伊都子,1992「国際結婚の動向と研究課題~F・ニッタ論文とA.B.コットレル論文の比較検討を通して」『紀要』(明治学院大学大学院社会学研究科社会学専攻), 231~250頁

48 曲曉艷, 2009「国際結婚に関する研究動向と展望」東京大学大学院教育研究科紀要第49巻, 268~272頁

49 早川武志,山崎瑞紀前掲書

に関するトラブルは年々増えており、警視庁が実施する調査によると、DV防止法が施行された翌年の2002年は14,140件だった相談件数が2017年には72,455件にまで達した⁵⁰。72,445件のうち、女性から相談を受けた件数は60,015件と80%を超え、女性が被害対象となるケースが多い⁵¹。この統計を見ると、日本人同士の婚姻関係においても対等ではない夫婦関係が少なくないことが伺えるが、社会階層が夫より基本的に低く、文化的、経済的、そして言語的な力関係でも弱い立場に置かれるフィリピン人女性の場合、さらにDVの被害に遭う可能性が高くなると考えられる⁵²。また、フィリピン人女性が日本に合法的に滞在するためには「日本人配偶者」という在留資格が必要不可欠であり、永住権が取得できるまではそれを更新し続けなければならない。永住権取得前に離婚してしまった場合、「日本国籍の子の親権者」であれば「定住者」に資格を変更できるものの、日本国籍の子がいない、もしくは親権者ではない場合、在留資格は無効となる。さらに、フィリピンでは国民の83%がカトリックを信仰しており⁵³、その中でコミュニティが形成されていくためか、同国人ネットワークが強い。フィリピン人の場合、Family Firstの考えが強く、母国に住む家族への仕送りや子供の養育費を賄うために日本に出稼ぎに行くケースが大半である⁵⁴。このように、フィリピン人女性は言語的、社会的、経済的に弱い立場にいただけでなく、在留資格更新のうえでも夫の協力が不可欠であることや子供から引き離される恐怖、家族のために働かなければならないという責任から、DV被害に遭っていても耐え忍ぶケースも少なくない。

30年以上外国人女性のサポートを行なっている社会福祉法人青丘社・川崎市ふれあい館職員の鈴木健さんの話によると、DV防止法が施行される2001年以前は、民事不介入の時代で、警察は家庭の問題には関与せず、ましてや外国籍の女性が被害を受けたところで保護などしない状況だったという。そして実際に、身体中痣だらけで子供を抱えながら助けを求めに駆け込んで来た女性を何人も見てきているそうだ。

ここで、よりDV問題の深刻さを身近に感じるために、東洋経済オンラインに掲載されている一人のフィリピン人女性、マイカさん(仮名)の個別具体的なエピソードを要約して取り

⁵⁰ 警視庁 HP 内「平成 29 年におけるストーカー事案および配偶者からの暴力事案等への対応状況について」5~7 頁、
(https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H29STDV_taioujoukyou_shousai.pdf,
2018 年 9 月 25 日アクセス)

⁵¹ 同上

⁵² 金愛慶,津田友理香,2015「日本における国際結婚家庭に関する心理社会的支援-在日フィリピン人のDV被害者支援についての一考察-」名古屋学院大学論集社会科学編第51巻第4号,96~98頁

⁵³ 外務省 HP 内(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>,2019年12月11日アクセス)

⁵⁴ 梶田孝道,伊豫田,登士翁(1992)『外国人労働者論 現状から理論へ』弘文堂

上げる⁵⁵。

フィリピンに住む家族を支えるためにマイカさんは1994年、25歳で興行ビザを利用して初来日し、地方でエンターテイナーとして働いた。帰国と来日を繰り返し、31歳4度目の来日の時にパブの客だった日本人男性と出会い、妊娠し、結婚した。結婚後、彼女はエンターテイナーとしての仕事を辞め、2人目の子供が生まれると同時に永住権を取得すると、しばらくして食品工場で働き始めた。しかし、特別な技能を有している訳ではなかったため、人手不足の工場で、低賃金で働く以外の選択肢がなかった。その後、3人目の子供が生まれたものの、夫の仕事がうまくいかなくなり、子供にあまり興味がない夫は家庭に収入を入れなくなった。経済的に追い込まれると同時に夫の日常的なDVが始まり、マイカさんがお金の事を話すだけで暴力を振るい、児童相談所に駆け込んだり、あまりにも酷い時には子供を連れてフィリピンに逃げたりした事もあった。

「夫はいつもバカバカバカばかり言って、殴る蹴る。なにかするとバカと怒鳴られる。もう、どうして怒鳴るのかわからないし、おカネのことを言うとにかく怒った。夫がおカネを入れてくれたときはフィリピンにも毎月おカネを送っていたけど、実家にはもう無理って謝った。もうずっと、家族におカネを送れるような状況じゃないです」

ところが、子供が日本国籍を持つ日本人で日本の学校にも通っている事から、フィリピンでずっと暮らす訳にもいかず、夫の暴力に耐えながら、子育てと工場勤務をする過酷な日々を送った。生活のために夜勤を始め、ボロボロになるマイカさんを横目に見ても夫は生活費を頑なに出そうとはせず、育児でのサポートも一切しなかったという。数年前に夫がマイカさんに手を挙げ、それに対して長男が怒り、警察が駆けつける大喧嘩になった事をきっかけに、夫との別居が決まり、完全な母子家庭となった。

上記の例のように、酷い暴力を受けながらも、子供の生活を考えると夫から完全に離れる事はできず、大事に至る寸前までDVに耐え続けるフィリピン人女性は多くいる。DV防止法の施行によって相談件数が増えたとはいえ、被害女性がもっといることは容易に予想できる。

2003年に外国人女性の相談窓口及び自立支援を目的として特定非営利活動法人「女性の家サーラー」が横浜市に設立された。中でも移住女性の婚姻や定住化を受けて、外国籍の

⁵⁵ 中村淳彦,2018「DVに耐えるフィリピン人母子の壮絶な貧困」東洋経済オンライン (<https://toyokeizai.net/articles/-/228001?page=3>,2019年12月11日アクセス)を要約

DV 被害者やその同伴児の緊急一保護と自立支援を行なっている⁵⁶。その団体に所属する方の話によると、在留資格の問題や情報及びコミュニティへのアクセスの問題などあらゆる要因が移住女性を DV から逃れられない状況に貶めているという⁵⁷。外国人女性が有する配偶者ビザの更新には日本人配偶者の協力が必要となるため、ビザが脅しの材料となったり、外国人女性のコミュニティへのアクセスの困難さにより情報が中々収集できず、DV で苦しんでいても相談できる場所を見つけられない⁵⁸。また、外国人の生活支援活動が現状としてボランティアベースであり、継続的な支援を提供し続けることが難しいのも課題である。ボランティアであるカウンセラー自身が限界を感じてしまうような精神疾患を伴う相談を受けた際に最適な対応を取ることが難しいため、カウンセラーのスキルアップのための研修機会の充実や、精神科医、弁護士等の専門家との連携が重要性を増してくる。

DV 被害に遭う女性が駆け込めるシェルター等ハード面での取り組みも大切だが、社会福祉法人青丘社・川崎市ふれあい館職員の鈴木健さんは「心のケア」の重要性を主張する。特に DV 家庭で育ってきた子供の場合、言動や描く絵等、ささやかな行為の中に心の傷が現れる。母に連れられて駆け込んできた子供が、当初は、絵を描かせても黒のペンで荒々しく落書きするだけだったのが、施設の職員や他の子供たちと話し、触れ合っていく中で、徐々に明るい色を用いたイラストに変わっていったと鈴木さんはいう。このように、特に DV 被害に遭ったフィリピン人女性やその子供は、目に見える傷よりも、心の中により大きな傷を抱えていることが多い。ただ施設を充実させるだけでなく、「居場所」と感じられる場所を提供すること、相手の話をきちんと聴き、寄り添う形での支援が一番重要なものかもしれない。

第3節 就労問題

日本における就労差別も国際結婚女性の生きにくさへの大きな要因となる。IZA World of Labor という機関で作家として活躍する Le Goff は著作内で、特に移住女性の場合、“The double disadvantage of being an immigrant and female could negatively affect job quality and earnings in the host country.”⁵⁹と述べており、移民であり女性でもある、つまりエスニシティ

⁵⁶ 特定非営利法人女性の家サーラー「平成 29 年度事業報告書」1~2 頁、(<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/document/105000275/hokoku/201770/2017年度事業報告書等.pdf>, 2018 年 12 月 18 日アクセス)

⁵⁷ ウートピ, 2014 「DV 被害者の 8.6%が外国籍女性 支援団体スタッフに聞く、知られざる実態」参照(<https://wotopi.jp/archives/9973>, 2018 年 12 月 18 日アクセス)

⁵⁸ 同上

⁵⁹ Daniel S. Hamermesh, Olga K. Nottmeyer 「Evidence-based Policy Making in Labor Economics: The IZA World of Labor Guide 2017」, 67 頁

とジェンダーの両面において不利である事が受け入れ国での仕事の質や賃金に悪影響を与えているのではないかと考察している。実際第 2 章で述べたように、フィリピン人女性の多くはダンサーやミュージシャンなどエンターテイナーとして働くために来日している。現在では 2005 年の日本政府による在留資格「興行」の条件厳格化によりエンターテイナーは減ったものの、低賃金に設定された再生産労働職に有期契約での仕事についている者も多い。日本ではメイドという概念があまり浸透していないため少ないが、香港やマレーシアなどでは家事労働者として働くフィリピン人女性が多い⁶⁰。

日本人男性と婚姻後もエンターテイナーとして働き続けるフィリピン人女性も一定数いるものの、大半は家事や育児をしながら、パートとして働いている。婚姻前にバー等で日本人を相手に接客していたことから、日本語が流暢なレベルまで達している女性もいる。しかし、日本国内における非欧米系外国人に対する偏見がまだ顕著に残っていることや、読み書き等日本語能力不足から、フィリピン人女性が参入できる労働市場は、コンビニや工場、ウェイトレスなど、単純作業の繰り返しで低賃金の職種に限定される⁶¹。

終章

本論文では、日本の国際結婚の現状を全体的に把握すると共に、特に「日本人男性とフィリピン人女性」間の国際結婚夫婦に焦点を当て、送り出し側であるフィリピン政府と受け入れ側である日本政府の取り組みや、日本における外国人政策面での国と自治体の関係性に触れながら国際結婚夫婦が抱える問題を洗い出してきた。

第 1 章では、まず日本における外国人労働者受け入れの歴史について触れた。日本政府が常に単純労働者を受け入れないというスタンスを取りながらも、必要な時には日本企業の外国人に対する 3K 労働を黙認し、逆に労働需要が下がると非正規滞在者として取り締まってきた様子を記した。その上で、農村における嫁不足や後継者不足の深刻化を背景に行政主導の取り組みのもと、1985 年頃から国際結婚が増えてきたこと、また海外雇用政策が導入されたことで国際労働移動が盛んだったフィリピンから日本でエンターテイナーとして働く女性が増えたことを取り上げた。

第 2 章では、厚生労働省による人口動態調査のデータをもとに、2006 年には国際結婚数

⁶⁰ 合田美穂, 2006 「在香港フィリピン人家事労働者の余暇活動についての一考察」 甲南女子大学研究紀要人文科学編第 42 号,63~64 頁

⁶¹ 鈴木伸枝「フィリピン人の移動・ケア労働・アイデンティティ-移動労働政策, ジェンダー化, 自己実現のはざままで-」立命館言語文化研究 20 巻 4 号,(http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/pdf_20-4/RitsIILCS_20.4pp.3-18Suzuki.pdf, 2019 年 12 月 11 日アクセス),8~11 頁

が 44,701 件と総婚姻数の 6%以上にまで達し、その後減少し、現在横ばいで 3.3%前後を維持していることを示した。さらに、2015 年頃から「夫外国・妻日本」の割合が若干増えるものの、依然として「夫日本・妻外国」の割合が大多数を占めていることや、日本人男性がフィリピンから来日した女性との婚姻が多い点について述べた。

第 3 章では、主に各国政府の取り組みや国と自治体の関係性、自助組織「カラカサン」や川崎市「ふれあい館」の取り組みを論じた。出稼ぎ労働や国際結婚の増加を受け、フィリピン政府、日本政府共に対応する姿勢は見せている。しかし、フィリピン政府側の渡航前研修やカウンセリングが短時間かつ手続き関連の内容ばかりであることや、日本政府側も外国人向けの相談窓口の設置等の取り組みは見せているものの、アウトリーチ活動がほとんど行われていないためにその取り組みが対象者に知られてすらいないことも多く、成果は限定的であるといえる。また、特に日本ではいかに国際結婚家庭に対する国全体での政策的支援が欠如し、多文化支援が自治体や自助組織頼みになっているかが見えてきた。各自自治体の中でも多文化支援に対する姿勢の温度差が顕著に現れており、川崎市のように歴史的に外国人移住者が多く、過去の住民間でのトラブル等を踏まえて積極的に住民会議や条例制定を実施している自治体は少ない。特に近年の多文化共生理念の浸透と共に外国人への支援を始めた自治体においては、形式だけの多文化支援策にならないことや、行政の恣意的要因に応じて外国人へ支援内容が操作されないよう留意する必要がある。自助組織は結婚移住女性自らが主体となって同国人を助けるという意味で相談しやすい点や、マイノリティの声を個人ではなく団体としてより強力に発信できる効果が期待される。ところが、識字教育や各種イベントがボランティアベースであるケースも多いため、理想とする支援が届けられない場合や、継続的な支援活動を行うのが難しい場合があるのが現状である。カウンセラーに対する教育やより効果的な活動が持続できるよう、国や自治体からの資金面での援助や理解が重要となる。さらに、地域だけに任せるのではなく、国レベルで多文化家族支援のシステムが日本より整っている例として韓国の取り組みを提示した。国際結婚増加の背景や日本人と韓国人の価値観等、異なる部分がある以上、韓国の取り組みをそのまま模倣するだけでは機能しないが、国の外国人支援への取り組みの姿勢や具体的な制度等、日本政府が参考にできる部分は十分にあると考える。

第 4 章では、二次資料をもとに、国際結婚夫婦が日本で生活をする際に抱えるコミュニケーション上の問題や配偶者からの暴力、就労問題について取り上げた。ただ、国際結婚夫婦が生活する上で抱える問題については、現段階ではインタビューを実施させて頂いた社会福祉法人青丘社・川崎市ふれあい館職員の鈴木健さんから伺った話のみで、直接国際結婚夫婦からの話は伺っていない。そのため、二次資料に基づく考察に留まっており、不十分な検討しかできていない。生活上の問題およびそれらへの国や自治体、そして私たち

日本人住民がとっていきべき対応策に関しては実態把握に基づくさらなる考察が必要であり、今後の課題としたい。

本研究の一番の意義は、在日フィリピン人女性とその子供に対する支援活動を実施している方々の「現場の声」を織り交ぜながら、国際結婚の現状および政府の現時点での対応とその問題点を洗い出したことにある。先行研究や統計データだけではなく、国際結婚家庭の実態をよく知る方へのインタビューを実施したことで、現存する政策や取り組みがいかに形式的で不十分なものをより一層明確にした。また、言語の壁、配偶者からの暴力、就労問題等によってあらゆる場面で孤立しやすいフィリピン人女性にとって、カラカサンのような自助団体やふれあい館が社会との「つながり」を保つための重要な役割を担っていることが明らかになった。

今後、日本における国際結婚家族に関する議論が活性化し、問題が共有されること、そしてそれらの問題に対する支援が自治体をはじめ国レベルで実施され、充実することを願う。また、グローバル化の進展と共に、国際結婚に関する新たな問題は絶えず現れるため、その都度問題の共有と解決策の考案が重要となる。本論文が現時点で困難を抱えている国際結婚夫婦や今後国際結婚を望む人の一助となれば幸いである。

□参考文献

- ・ Essays, UK. (November 2013). The Benefits of Marriage to Society. Retrieved from (<https://www.ukessays.com/essays/society/benefits-marriage-society-4763.php?vref=1>)
- ・ 嘉本伊都子, 1996 「国際結婚をめぐる諸問題-境界線上の家族」 日本家族社会学会編『家族社会学研究』8号
- ・ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構, 2013 「企業における高度外国人材の受入れと活用に関する調査」 (<https://www.jil.go.jp/institute/research/2013/documents/0110.pdf>, 2019年11月19日アクセス)
- ・ ニュースウィーク日本版編集部, 2018 「ドイツ版『技能実習生』、ガストアルバイター制度の重い教訓」 (<https://www.newswweekjapan.jp/stories/world/2018/04/post-9981.php>, 2019年11月19日アクセス)
- ・ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 「50年後のガストアルバイター-WSI調査」 (https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014_12/germany_01.html, 2019年9月25日アクセス)
- ・ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 「選択的移民政策という選択」, 第1部序章4頁 (https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2013/documents/0114_01.pdf, 2019年9月26日アクセス)
- ・ 高谷幸, 2018 「『外国人労働者』から『不法滞在者』へ-1980年代以降の日本における非正規滞在者をめぐるカテゴリーの変遷とその帰結-」 社会学評論 68(4)532頁 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/68/4/68_531/_pdf/-char/en, 2019年11月26日アクセス)
- ・ 移住者と連帯する全国ネットワーク 「衆議院法務委員会(2018年11月22日)における移住連代表鳥井一平の参考人意見陳述全文」

- (<https://migrants.jp/news/voice/20181122.html>, 12月7日アクセス)
- ・嘉本伊都子, 2008『国際結婚論!?![現代編]』法律文化社
 - ・梶田孝道, 1994『外国人労働者と日本』日本放送出版協会
 - ・厚生労働省 HP 内「平成 27 年版働く女性の実情」
- (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/dl/15d.pdf>, 2018年9月12日アクセス)
- ・厚生労働省 HP 内「平成 26 年度人口動態統計特殊報告」
- (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/gaikoku14/dl/gaikyo.pdf>, 2018年7月3日アクセス)
- ・安藤純子, 2009「農村部における外国人配偶者と地域社会-山形県芦沢村を事例として-」GEMC journal 1号
 - ・佐竹眞明, 2006『フィリピン - 日本国際結婚—移住と多文化共生』めこん
 - ・厚生労働省 HP 内「平成 26 年度人口動態統計特殊報告」
- (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/gaikoku14/dl/gaikyo.pdf>, 2018年7月3日アクセス)
- ・武田丈, 2005『フィリピン人女性エンターテイナーのライフストーリー』関西学院大学出版会
 - ・原島博, 2008「フィリピン人女性の国際結婚と日本への移住支援に関する研究」ルーテル学院研究紀要, No.42
 - ・佐竹眞明, 2017『国際結婚と多文化共生-多文化家族の支援にむけて-』明石書店
 - ・総務省, 2006「多文化共生の推進に関する研究会報告書~地域における多文化共生の推進に向けて~」(http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf, 2018年9月15日アクセス)
 - ・相模原市総務局渉外部渉外課, 2010「さがみはら国際プラン~世界に開かれた地域社会をめざして~」(<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/area/plan/kokusaipplan.pdf>, 2018年11月16日アクセス)
 - ・川崎市国際交流協会 HP 内「外国人に関するデータ」
- (<https://www.kian.or.jp/worlddata.shtml#past2018t>, 2018年11月18日アクセス)
- ・川崎市役所 HP 内, 2017年「外国人市民代表会議とは」
- (<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000041052.html>, 2018年11月18日アクセス)
- ・王欣蕙, 2015「外国人市民が集住する自治体の外国人市民地域参加の政策設計に関する研究」, 首都大学東京都市環境科学研究科修士論文
 - ・川崎市役所 HP 内, 2017年「外国人市民代表会議とは」
- (<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000041052.html>, 2018年11月18日アクセス)
- ・神奈川県庁 HP 内「外国籍県民かながわ会議の会議結果 (第5回)」
- (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/documents/gaikokusekikaigi5gijiroku.pdf>, 2019年5月6日アクセス)
- ・井口泰, 2018『移民政策のフロンティア』明石書店
 - ・TBS ラジオ「堀尾正明+PLUS!」「人権トゥデイ」2008年2月9日放送
 - ・川崎市男女共同参画センター「外国籍であることがもたらす、女性と子どもの困難」情報誌『すくらむ』vol.55号(<https://www.scrum21.or.jp/interview/sc174.html>, 2019年12月7日アクセス)
 - ・田中宝紀「言葉・制度・心の壁に阻まれる海外ルーツの子どもたちの現状—今知っておきたい主な課題とは」
- (<https://news.yahoo.co.jp/byline/tanakaiki/20190617-00130483/>, 2019年12月7日アクセス)
- ・エドナ・ボナシチ(福田友子, 前田町子, 石田沙希訳), 1973「ミドルマン・マイノリティ理論」(<https://core.ac.uk/download/pdf/97065439.pdf>, 2019年12月11日アクセス)

- ・関根政美,1994『エスニシティの政治社会学-民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版界
- ・塩原良和,2010『変革する多文化主義へ-オーストラリアからの展望』法政大学出版局
- ・白井京,2008「韓国の多文化家族支援法-外国人統合政策の一環として」国立国会図書館及び立法考査局 (<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/238/023807.pdf>, 2018年7月30日アクセス)
- ・岩間暁子,2016「韓国における多文化家族支援の実践」応用社会学研究,58号
- ・李善姫,2011「韓国における“多文化主義”の背景と地域社会の対応」GEMC journal,5号
- ・伊藤孝恵,2007「国際結婚夫婦のコミュニケーションに関する問題背景:外国人妻を中心に」言語文化と日本語教育33号
- ・早川武志,山崎瑞紀,2015「日本人と国際結婚したフィリピン女性が抱える問題-インタビュー調査を用いて-」東京都市大学横浜キャンパス情報メディアジャーナル第16号
- ・嘉本伊都子,1992「国際結婚の動向と研究課題~F・ニッタ論文とA.B.コットレル論文の比較検討を通して」『紀要』(明治学院大学大学院社会学研究科社会学専攻)
- ・曲暁艶,2009「国際結婚に関する研究動向と展望」東京大学大学院教育研究科紀要第49巻
- ・警視庁HP内「平成29年におけるストーカー事案および配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H29STDV_taioujoukyou_shousai.pdf, 2018年9月25日アクセス)
- ・金愛慶,津田友理香,2015「日本における国際結婚家庭に関する心理社会的支援-在日フィリピン人のDV被害者支援についての一考察-」名古屋学院大学論集社会科学編第51巻第4号
- ・外務省HP内(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>,2019年12月11日アクセス)
- ・中村淳彦,2018「DVに耐えるフィリピン人母子の壮絶な貧困」東洋経済オンライン(<https://toyokeizai.net/articles/-/228001?page=3>,2019年12月11日アクセス)
- ・特定非営利法人女性の家サーラー「平成29年度事業報告書」(<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/document/105000275/hokoku/201770/2017年度事業報告書等.pdf>, 2018年12月18日アクセス)
- ・ウートピ,2014「DV被害者の8.6%が外国籍女性 支援団体スタッフに聞く、知られざる実態」参照(<https://wotopi.jp/archives/9973>, 2018年12月18日アクセス)
- ・Daniel S. Hamermesh, Olga K. Nottmeyer「Evidence-based Policy Making in Labor Economics: The IZA World of Labor Guide2017」
- ・合田美穂,2006「在香港フィリピン人家事労働者の余暇活動についての一考察」甲南女子大学研究紀要人文科学編第42号
- ・鈴木伸枝「フィリピン人の移動・ケア労働・アイデンティティ-移動労働政策,ジェンダー化,自己実現のはざままで-」立命館言語文化研究20巻4号, (http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/pdf_20-4/RitsIILCS_20.4pp.3-18Suzuki.pdf, 2019年12月11日アクセス)
- ・梶田孝道,伊豫田,登士翁(1992)『外国人労働者論 現状から理論へ』弘文堂
- ・篠崎正美,1996「国際結婚が家族社会学研究に与えるインパクト」(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjoffamilysociology1989/8/8/8_8_47/_pdf,2018年7月20日アクセス)
- ・佐竹眞明「多文化家族への支援-現状と課題」2015年(http://iminseisaku.org/top/conference/doc/151212_satake.pdf,2018年7月25日アクセス)
- ・野依智子「韓国における多文化家族支援の課題と可能性 政策・システム・支援プログラ

ム」

・金侖貞,2012「フィリピン人女性の主体性確立とコミュニティ形成-地域教育活動を事例に-」

・河原俊昭,2009『国際結婚-多言語化する家族とアイデンティティ』明石書店

・竹下修子,2000『国際結婚の社会学』学文社

・尹靖水,2013『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会

・鯉沼葉子,2002「アジア女性の国外への一時的労働移住の現状と課題」

(https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kenkyu/02_35/pdf/35_07.pdf,2019年12月17日アクセス)

・安藤真起子「今ここにある『移民社会』から、新たな『外国人材』受入れを問う」国際人権NGO反差別国際運動(https://imadr.net/books/197_1/,2019年12月17日アクセス)